

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。</p>	<p>1 競争入札の執行状況</p> <p>3月13日を公告日、3月27日を開札日として一般競争入札を実施し、(株)セレスポ岐阜支店、(株)エイチ・アイ・エス 中部事業部の2者から応札があった。</p> <p>開札の結果、両者の入札金額が予定価格を超過していたため、再度入札を実施した結果、両者ともに予定価格を再度超過した。</p> <p>2 特定の者が契約の相手方として適当であることの説明</p> <p>入札をやり直したのでは、4月9日または4月11日の初回ワークショップに間に合わず、業務委託内容を履行することができない。</p> <p>上記の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項8号の規定により、割いて入札者の(株)セレスポ岐阜支店と随意契約を進めることが適当である。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。